

第3回別海町みんなで作る自治基本条例検討委員会

【Cグループ】概要

開催日：平成22年10月13日（水）
時間：午後1時～午後3時
会場：役場301会議室
参加委員：10名（欠席1名）
会議次第：1 開会
2 自己紹介
3 議題
1) グループ会議の進め方について確認
2) 第2章 情報共有（全6条）について
3) 今後のスケジュールについて確認
4 閉会

1 開会（グループリーダー）

2 自己紹介（全委員）

3 議題（グループリーダー）

1) グループ会議の進め方について確認

- ・グループで検討する際の進行役及び検討結果をまとめる報告書の作成者を選出。全体会議等において、Cグループの検討結果の報告をする際は、グループリーダー又はサブリーダーが行うこととする。
- ・検討については、草案をベースに検討することとし、そのなかで内容や文言について検討していくこととする。

2) 第2章 情報共有（全6条）について

～草案より～

（情報共有の基本）

第6条 町民、議会及び行政は、互いにまちづくりに関する情報を伝え合い、情報の共有がまちづくりの根源であることを強く認識することを基本とします。

○検討委員からの意見

- ・情報共有の基本ではあるが、個人情報との兼ね合い等、非常にデリケートな部分も含んでいると考える。
- ・「まちづくりに関する情報」とすることで、個人情報など、お互いに伝え合うことができない情報について配慮していると考え。
- ・総論として情報共有を定義するのであれば良いのではないか。

●結果

- ・本章全体を検討し、情報共有の基本としての本条を検討する。



次の条へ

～草案より～

(情報提供)

第7条 議会及び行政は、この条例の基本理念の実現を図るため、その保有するまちづくりに必要な情報を町民へ積極的に、わかりやすく、適時に提供します。

2 町民は、まちづくりに必要な情報を、議会及び行政へ積極的に提供します。

○検討委員からの意見

- ・ 文章は町民に分かりやすいよう、単純明快にする必要があると考えます。
- ・ 議会及び行政側と町民それぞれの提供の立場が規定されていて良いのでは。
- ・ 町民としては、情報の提供先など具体的に規定することで、より分かりやすくなるのではないか。(連絡先の具体的表示など)
- ・ 条例は大きくとらえる部分の規定であり、具体的に掘り下げて規定することもできるが、どこまで規定するかも検討対象になる。



●結果

- ・ グループとして、草案に基づく内容は、条項に必要と考えます。

次の条へ

～草案より～

(情報公開)

第8条 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利があります。

2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、別海町情報公開条例（平成14年12月19日別海町条例第42号）の規定により、情報を公開します。

○検討委員からの意見

- ・ 情報公開条例の制度を知らない町民も多いのではないか。
- ・ 情報公開の制度があるといったことを規定しており、この規定に基づき、全ての情報が公開されるものではないと町民に理解してもらう必要はある。
- ・ 「別海町情報公開の規定により」の部分を詳しく述べても良いのでは。

●結果

- ・ グループとして、草案に基づく内容は、条項に必要と考えます。

次の条へ

～草案より～

(説明責任)

第9条 議会及び行政は、保有する情報について町民にわかりやすく説明する責務があります。

○検討委員からの意見

- ・情報公開の規定と同様に、全ての保有する情報について公開できるわけではないと考えるので、規定に基づくといった文言や、出来るものと出来ないものをわかりやすく規定してはどうか。
- ・文章として、全ての町民に対してわかりやすく説明することは、様々な人がいるので難しいと考えるので、「わかりやすく」を削っても良いのでは。
- ・条例として、当たり前なことや、理念的なことを規定しているので、「わかりやすい」説明も当たり前なことではないか。

●結果

- ・グループとして、下記の条文の内容に変更。

(説明責任)

第9条 議会及び行政は、保有する情報について町民に説明する責務があります。

次の条へ

～草案より～

(個人情報の保護)

第10条 議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、別海町個人情報保護条例（平成14年12月19日別海町条例第43号）の規定により、適正に保護します。

○検討委員からの意見

- ・情報公開の規定と同様に、制度として規定することは特に問題ないとする。

●結果

- ・グループとして、草案に基づく内容は、条項に必要と考えます。

次の条へ

～草案より～

(町民の意見等への取扱い)

第11条 行政は、まちづくりに関する町民の意見、提言及び要望等に対し、迅速かつ誠実に対処します。

○検討委員からの意見

- ・まちづくりに関する意見の範囲など、判断が難しい。
- ・行政として、何もかも全て意見を聞くことはできませんと規定しているとも読み取れる。
- ・「まちづくり」の言葉の定義によって、どんな意見ならば対応できるかわ変わる。
- ・条例自体は具体的な表現を含んでいない部分も多いので、解説書など別のもので、町民への理解を図っていく方法も検討するべきである。
- ・「要望等」と規定している部分も、「等」にはどんなものを想定しているか必要ではないか。
- ・「まちづくり」の定義・表現によっては、内容も変わってしまう場合も考えられる。



草案では「まちづくり」を使っているので、条例を見た人が理解できる定義が大事。

- ・違和感はないが、あいまいな規定ではある。
- ・「まちづくり」といった言葉自体は、理解されやすい。むしろ「自治基本条例」の方があじけない印象がある。

●結果

- ・グループとして、「まちづくり」の解釈について理解できるようにすることとし、草案に基づく内容は、条項に必要と考えます。
- ・「要望等」という表現について、「等」を削るかどうか、行政において判断してもらうこととする。

3) 今後のスケジュールについて確認

次回会議の開催日時について確認。

なお、委員より今後の検討について、検討方法の見直しなど、より効率的な運営について要望がありましたので、事務局として検討して頂くこととする。

4 閉 会 (グループリーダー)